

上山市告示第142号

令和8年度上山市ファサード改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月21日

上山市長 山本幸靖



令和8年度上山市ファサード改修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2期上山市都市マスタープランの都市景観保全ゾーンに基づく区域内において、城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成し、まちの魅力を向上させるためファサード改修事業（以下「事業」という。）を行う場合において、当該事業に要する経費につき補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象路線 第2期上山市都市マスタープランの都市景観保全ゾーンをもとに設定した対象の路線とし、別図太線で示すものをいう。
- (2) 建築等 増築、改築、修繕又は模様替えをいう。
- (3) 改築 建築物の一部を除却した場合、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
- (4) 審査会 有識者等で組織する上山市ファサード改修事業審査会をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、対象路線に面した建物（対象路線に面していない建物であって、対象路線から視認でき、かつ、十字路交差点中心から概ね20m以内にある建物を含む。）の建築等を行う者で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金交付申請を行った年度の3月末日までに、第11条に定める事業完了届（様式第7号）を提出することができる者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 建築等の箇所において市、県及び国が実施する補助等を受けていない者
- (4) 申請年度においてこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 暴力団又は暴力団員等（上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第1号及び第3号に定める暴力団又は暴力団員等をいう。）でない者

(補助金交付対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、前条に規定した建物の外観（対象路線から視認できる側面を含む。）を改修する建築等であり、かつ、建築等に要する費用（設計委託料を含む。）が1戸当たり50万円以上の事業で、次の各号及び別表に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

(1) 次のア又はイに掲げる要件に該当し、かつ、審査会で適合と判定された事業

ア 現存する町屋や蔵等の歴史的建築物を修繕し、将来にわたって保存するために改修する事業

イ 現存する建物を、町屋、蔵、城又は武家屋敷等の風情を再生させ、周辺景観と調和させるために改修する事業

(2) 次のアからセまでに掲げる要件のうち2つ以上に該当し、かつ、その中から2つを選択し、審査会で適合と判定された事業

ア 看板建築を外し町屋等歴史的建築物が見えるようにする。

イ 景観にそぐわない屋外広告物を撤去し、又は建物の外観と調和したものに変更する。

ウ 漆喰風に仕上げる。

エ なまこ壁風に仕上げる。

オ 瓦葺きする。

カ 土扉をつける。

キ 格子をつける。

ク 庇をつける。

ケ 腰板を貼る。

コ 間接照明をつける。

サ 木材を使用する。

シ 木材ではないが木目調のものを使用する。

ス 建物の外観と調和した目隠しを設置する。

セ その他景観に配慮した意匠にする。

2 市長は、特に認めた場合に限り、前項に掲げる要件を欠く場合であっても、良好なまち並みを形成するため必要と認められる場合には、補助金交付の対象事業とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、1万円未満を切り捨てるものとする。

(審査)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する交付の申請をしようとするときは、市長に対し、審査申込書（様式第1号）により、あらかじめ申込するものとする。

2 前項に規定する審査申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 市税の未納がない証明書の写し

- (2) 補助金の交付を受けようとする建物の付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 仕上表（立面図又はパース図に仕上げが記入されている場合は不要）
- (6) 現況写真
- (7) 立面図又はパース図
- (8) 見積書の写し
- (9) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては法人登記簿謄本の写し
- (10) 借用者が申請する場合は、賃貸借契約書の写し等
- (11) 改修のポイント等（様式第1号の2）
- (12) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項に規定する審査申込書を受理したときは、審査会においてその適否を決定し、その結果を審査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、事業の着手の前に、上山市ファサード改修事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の現況写真
- (2) 仕上表、立面図又はパース図
- (3) 契約書の写し及び見積書の写し
- (4) 市税の未納がない証明書
- (5) 建築等について、他の法令の制限がある場合は、主務官公庁の許可、確認等を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、上山市ファサード改修事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、上山市ファサード改修事業費補助金変更（取下げ）申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、上山市ファサード改修事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業への指導及び助言)

第10条 市長は、申請のあった事業について、必要と認める場合には、審査会の委員を施工場所に派遣し、事業に対する指導及び助言を行うことができる。

(完了届)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、上山市ファサード改修事業費補助金事業完了届(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に届けなければならない。

- (1) 事業に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 着工前及び完成時の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する届出があったときは、事業の完成検査を行い、当該工事の完成を確認し、補助金の額を確定し、交付決定者に対し上山市ファサード改修事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により通知を受領したときは、上山市ファサード改修事業費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。
- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、市長が指定する納期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、事業の終了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(事業の報告と公表)

第16条 補助事業者は、市がホームページ等を利用して事業の概要について公表することに同意するものとする。

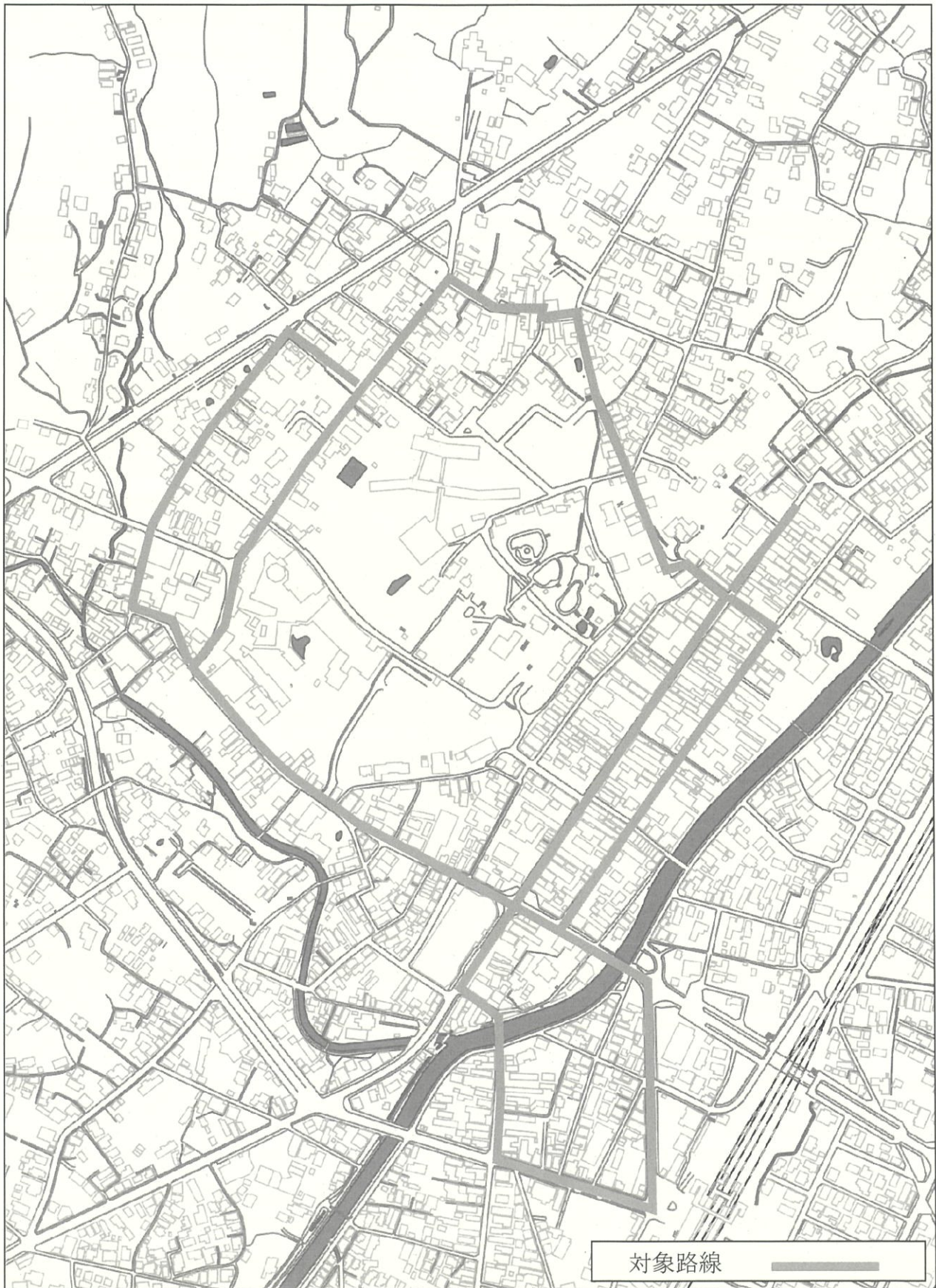
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別図（第2条関係）



別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

補助金の額	加算条件
<p>80万円又は対象事業費の100分の50以下のいずれか低い額</p>	<p>対象路線に面する建物の外観を改修する建築等の面積（対象路線から視認できる側面を含む。）に応じて下記のとおり加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）100㎡以上の場合、20万円加算 （2）120㎡以上の場合、40万円加算 （3）150㎡以上の場合、70万円加算